○近畿地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県西牟婁郡白浜町富田字下芝五一五番一から同町富田字中河原五四一番一まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

主要農産物に対する農業対策に関する質問主意書（長妻昭提出）

議事日程

五月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成二十五年五月十四日（火曜日）

午後零時三十分開議

第一　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案送付（予備審査）

五月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）

質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

ＴＰＰ協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問主意書（舟山康江提出）（第九六号）

質問主意書転送

五月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議第二回準備委員会における共同声明くの日本政府の不賛同に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九〇号）

著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九一号）

インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九二号）

古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九三号）

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第九四号）

人事異動

内閣

（青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事）判事　長　秀之

願に依り本官を免ずる（五月一日）

○財務大臣臨時代理

国務大臣　甘利　明

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　甘利　明

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上五月十日）

法務省

検察官適格審査会委員に任命する（各通）

大澤　裕　原田　明夫　松尾　浩也

検察官適格審査会委員に任命する（各通）

奥田　昌道　川出　敏裕　木藤　繁夫

田村　裕

検察官適格審査会予備委員に任命する（各通）（以上五月一日）

（下妻区検察庁副検事）副検事　細谷　康仁

水戸区検察庁副検事に配置換する

（水戸区検察庁副検事）同　小松　洋行

下妻区検察庁副検事に配置換する（以上五月七日）

北岡　克哉

検事一級（大阪地方検察庁検事）に任命する

大阪高等検察庁検事に併任する（五月十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月十日午前十時四十一分御出門、「東京ステーションギャラリー再開記念生誕百二十年　木村荘八展」を御覧のため、東京ステーションギャラリー（千代田区）へ行幸啓、同十一時四十七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成25年5月15日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成25年5月15日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

国土調査の成果の認証の公告

大阪府が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年四月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年五月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

豊中市（桜の町一丁目、桜の町二丁目、本町九丁目、上野西四丁目の各１部）の地籍図及び地籍簿

豊中市（服部本町一丁目、服部本町二丁目、服部本町三丁目、服部本町五丁目の各１部）の地籍図及び地籍簿

箕面市（船場東一丁目、船場東二丁目、船場西一丁目、萱野四丁目、西宿二丁目の各１部）の地籍図及び地籍簿

豊中市（桜の町三丁目、桜の町四丁目、桜の町五丁目、桜の町六丁目、桜の町七丁目、春日町一丁目の各１部）の地籍図及び地籍簿

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人田村洋三の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成25年5月15日

東京法務局